

活動資金協力法人掲載要領

1. 目的

日本赤十字社北海道支部（以下「支部」という。）に対して一定額以上の活動資金を拠出した法人（以下「協力法人」という。）を支部ホームページに掲載することにより、協力法人側の社会貢献活動によるイメージ向上を図り、継続的な活動資金協力の一助とする。

2. 活動資金拠出額及び掲載項目

- （１）１万円以上、５万円未満

協力法人名の掲載。

- （２）５万円以上、１０万円未満

協力法人名を掲載し、同法人のホームページ（同ページのトップページ・会社概要ページ等）のリンクを貼る。

- （３）１０万円以上

協力法人名、同法人のロゴの記載及びメッセージ（５０文字以内）を掲載し、同法人のホームページ（同ページのトップページ・会社概要ページ等）のリンクを貼る。

3. 掲載期間

- （１）『〇年度協力法人』として、当該年度終了までの間掲載する。

（年度期間は、４月１日～翌年３月３１日までとする。）

- （２）次年度以降、前年度協力法人ページについては、法人名及びロゴ・メッセージ（該当法人のみ）を記載し、リンク先については削除する。

- （３）掲載については、月末までに申込のあった協力法人を、翌月初めに掲載作業行い、作業完了次第掲載する。

なお、３月に協力法人より申込があった場合は、前項のとおり、前年度協力法人ページへ掲載する。

- （４）３ヵ年度以前の協力法人ページについては、削除する。

4. 禁止事項

以下の各項目に該当する法人の掲載依頼が寄せられた場合については、支部ホームページ管理者の権限により、掲載を断る場合があること。また、掲載後に以下の各項目に該当することが発覚した場合に掲載を削除することがあること。

- (いずれの場合でも、納入済活動資金の返金を行わない。)
- (1) 支部及び関係機関、又は第三者への肖像権、著作権又は知的財産権の侵害行為を行っている法人・ページの掲載
 - (2) 支部及び関係機関、又は第三者への信用、財産またはプライバシー等の侵害行為を行っている法人・ページの掲載。
 - (3) 支部及び関係機関、又は第三者への名誉棄損行為または誹謗中傷行為を行っている法人・ページの掲載。
 - (4) 差別行為、脅迫行為、風説の流布又は猥褻行為（不特定・多数の者を対象とする場合も含む）を行っている法人・ページの掲載。
 - (5) 支部の運営を妨げる行為、支部の社会的信頼を毀損する行為又は他の利用者もしくは支部に不利益を与える法人・ページの掲載。
 - (6) 公序良俗に反するものや犯罪行為又はそれらと関連が認められる法人・ページの掲載。
 - (7) 法令違反行為又はそれらと関連が認められる行為を行う法人・ページの掲載。
 - (8) アフィリエイト、特定の商品・サービスの宣伝行為等、自己又は第三者の利益を目的とするページの掲載。
 - (9) その他、(1) - (8) に準ずるものとして支部が不適切と判断した法人・ページの掲載。

5. 免責事項

- (1) 支部は、ホームページにおける法人掲載について細心の注意を払いますが、情報の正確性、安全性、有用性等を保証する義務を負わないものとする。
- (2) 支部ホームページ利用者が該当ページを閲覧、もしくは閲覧することができなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

6. 本要領の変更

支部は、予告なしに本要領の変更を行う場合があること。

令和2年4月1日

日本赤十字社北海道支部